

提出書類について

保育園等の申込みには、以下の



が必要です。

原則、必要書類を全て揃えてからご提出ください。

書類の詳細は「入園のしおり」P.21～23を必ずご確認ください。ご家庭の状況により受付時に追加書類を依頼する場合がありますので、締切に余裕を持ってお申込みください。

★A、B、C、Dの各書類の名称は、次ページの「提出書類確認票」をご確認ください。

A

提出書類

A-1～A-6 (※A-5及びA-6は郵送申請のみ)

		提出書類
父の状況 ※求職中の方は提出書類はありません。	就労中（育児休業中）または就労内定	B-1
	自営業（親族が経営する会社に勤務・個人事業主・会社役員・内職の場合も含む）	B-1 + B-2① + B-2②
	疾病または障害	B-4 または B-5
	親族の介護	B-6
	就学中または就学予定	B-7① + B-7② または B-7③
母の状況 ※求職中の方は提出書類はありません。	就労中（育児休業中も含む）または就労内定	B-1
	自営業（親族が経営する会社に勤務・個人事業主・会社役員・内職の場合も含む）	B-1 + B-2① + B-2②
	出産（出産予定月の前2か月から後2か月の期間内のみ保育が必要な方）または出生前の申込み（4月一次募集のみ）	B-3
	疾病または障害	B-4 または B-5
	親族の介護	B-6
	就学中または就学予定	B-7① + B-7② または B-7③
児童の状況 (該当するもの全て)	認可外保育施設に有償月極で預けている	C-1
	外国籍	C-4
	身体障害者手帳等を持っている	C-8
父・母の状況 (該当するもの全て)	転職した、または転職予定	C-2
	離婚等により不存在（児童扶養手当を受給している方は提出書類はありません）	C-5① + (C-5②～④のいずれか)
	保育士として江東区の保育施設に勤務（復職）予定	C-6
	令和3年1月1日時点で海外に在住していた方	D-1
	外国籍	C-4
祖父母の状況	区内に住民票があり65歳以下で就労等で保育ができない	C-3
延長保育	区立認可保育園の月極延長保育希望	C-9
江東区外の方	江東区に転入予定での申込み	C-7
育児休業中の方	入園申込み時点で育児休業の延長を希望される方	C-10